

令和3年度 丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丹南圏域における公共交通機関の利用促進を図るため、丹南広域公共交通機関活性化協議会（以下「協議会」という。）が丹南広域公共交通機関運賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、福井県丹南広域組合財務規則（平成2年福井県丹南広域組合規則第5号）の規定に基づき、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）の例によるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 協議会会長（以下「会長」という。）は、丹南圏域内の団体で次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において公共交通機関の利用に係る助成金を交付するものとする。ただし、市町の予算で行う事業については対象外とする。

- (1) 小学校、保育所（園）、こども園及び幼稚園
- (2) 児童館、子ども会など5人以上の児童で構成される団体
- (3) 丹南圏域に住所を有する5人以上の高齢者又は障害者で構成される団体
なお、高齢者は65歳以上の者、障害者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者をいう。

(助成対象経費)

第3条 この要綱における助成対象経費は、学習等で前条各号に掲げる者及びその引率者が利用する福井鉄道福武線の鉄道運賃、福井鉄道路線バス運賃及び丹南圏域内コミュニティバス運賃とする。ただし、運賃が他の助成制度の対象となる場合は、当該助成制度を受けた残りの運賃とする。なお、利用する福井鉄道福武線及び福井鉄道路線バスは、丹南圏域内の区間を含むこととする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の10分の10以内の額とする。

(助成金等交付手続)

第5条 助成金等の申請、交付等の手続などは、越前市補助金等交付規則の例による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りでその効力を失う。